

宮古市告示第211号

宮古市物品購入等指名競争入札参加者の資格、指名等に関する規程（平成17年宮古市告示第20号。以下「規程」という。）第3条第1項及び第5条の規定により、平成25年度以降に行われる物品購入等指名競争入札参加資格基準、物品購入等指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間等を次のように定め、平成25年1月15日から施行する。

平成24年12月28日

宮古市長 山本 正徳

1 資格基準

- (1) 資格審査を受けようとする日の属する年の1月1日（以下「審査基準日」という。）において、営業年数が1年以上あること。ただし、規程第4条第2項第1号、第2号及び第3号に定める理由が生じた場合にあっては、この限りでない。
- (2) 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度において、営業実績額があること。ただし、規程第4条第2項第1号、第2号及び第3号に定める理由が生じた場合にあっては、この限りでない。
- (3) 市税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- 2 提出期間等 宮古市が発行する広報紙及び宮古市ホームページに提出期間、提出方法等を掲載する。